

令和8年度

固定資産申告書

受付印

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所有者の住所 郵便番号 —		事業種目		この申告に回答する者の氏名及び係名並びにその電話番号 (電話)											
								所有者の名称		※ 処 理 事 項					
												代表者の氏名		※ 担 当 者	
船舶番号	整理番号	船舶名	価額 (円)	※ 決定価格 (円)	※ 課税標準額 (円)	添付資料の内訳			※ 摘要						
						付属表2	付属表3	付属表4							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
						有・無	有・無	有・無							
合計		隻				有・無	有・無	有・無							

(船舶)

附属表1 (その2)

令和8年度

船舶明細書

区 分		事 項																									
所 有 者 名		(外 名)																									
〔 共有船舶の場合は附属表I(その他)に その明細を記載すること 〕																											
船 舶 番 号 (船舶検査証書の記載によること)																											
船 名																											
航 行 区 域 (船舶検査証書の記載によること)																											
船 舶 の 構 造 及 び 用 途 (注1)																											
船 籍 港																											
竣 工 年 月 日		年	月 日																								
取 得 年 月 日 (注2)		年	月 日																								
取 得 価 額 (注3)		円																									
耐用年数 (注4)	財務省令別表1の耐用年数	年																									
	法人税法又は所得税法の規定 により現在採っている耐用年数 及びその区分(一のいずれかに ○を付す)	年	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">運輸施設整備事業団との共有関係の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 ト ン 数 (船舶国籍証書の記載によること)</td> <td colspan="2">トン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔 船舶に異動があった場合には、異動前の 所有者名、住所等を記載すること 〕</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table>	短縮耐用年数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table>	見積り	見積りの簡便	中古資産の耐用年			運輸施設整備事業団との共有関係の有無		有	無	総 ト ン 数 (船舶国籍証書の記載によること)		トン		備 考				〔 船舶に異動があった場合には、異動前の 所有者名、住所等を記載すること 〕		
<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table>	短縮耐用年数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table>			見積り			見積りの簡便	中古資産の耐用年																	
		<table border="0"> <tr> <td>短縮耐用年数</td> <td rowspan="2"> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>中古資産の耐用年</td> <td></td> </tr> </table>		短縮耐用年数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table>		見積り	見積りの簡便	中古資産の耐用年																		
短縮耐用年数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">見積り</td> </tr> <tr> <td>見積りの簡便</td> </tr> </table>		見積り	見積りの簡便																							
見積り																											
	見積りの簡便																										
中古資産の耐用年																											
運輸施設整備事業団との共有関係の有無		有	無																								
総 ト ン 数 (船舶国籍証書の記載によること)		トン																									
備 考																											
〔 船舶に異動があった場合には、異動前の 所有者名、住所等を記載すること 〕																											

(注1) 鋼船、木船、軽合金船等の構造及び漁船、油槽船、貨物船、砂利採取船等の用途を記載すること。

(注2) 新造船については、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けた年月日を、売買等の場合は
売買年月日を記入すること。

(注3) 「取得価額」とは、船舶を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額のことであり、原則として法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上当該船舶の減価償却費の計算の基礎となる取得価額のことである。具体的には、その船舶の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その船舶をその用途に供するために直接要した費用をその船舶の購入価額に加えたものである。なお、固定資産税における船舶の取得価額の算定に当っては、法人税法及び所得税法上のいわゆる圧縮記帳は認められず、当該圧縮額は取得価額に含めることに特に注意すること。(参考 法人税法第42条から第50条、所得税法第42条から第44条及び第58条)。また、共有船舶にあっては、自己の持分に相当する価額のみでなく、他の共有者の持分に相当する価額を含めた所得金額を記入すること。

(注4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその承認を受けた耐用年数を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項の規定の適用を受ける船舶についてはその耐用年数を記載すること。

令和8年度

改良費に係る明細書(注1)

(1) 改良費(増加分)の内訳

改良年月日	改良費の金額 (注2) 円	改良工事の内訳
計		

(注1) この調は、令和7年1月2日以降に行ったすべての改良工事について記入すること。

(注2) 法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、資本的支出として計上された額をすべて記入すること。

(2) 撤去資産の内訳

撤去年月日	撤去資産の 取得年月日	撤去資産に係る 取得価額 (注3) 円	左欄の令和7年1月1日 現在の価額 (注4) 円	撤去資産の内訳

(注3) 取得価額が明らかでない場合には、例えば次の算式によって算定したものを記載すること
(算式)

〔撤去部分を含む資産(本体部又は改良部分ごと)の附属表2「取得価額(イ)」の欄の額〕÷〔撤去部分を含む資産(本体部又は改良部分ごと)の令和7年度の価額〕×〔令和7年中に撤去された資産の価額〕

(注4) 「撤去資産に係る取得価額」を経過年数に応じて減価償却した令和7年1月1日現在の価額を記載すること(計算例1参照)。

(計算例1)	
○撤去年月日	令和7年5月22日
○撤去資産の取得年月日	令和5年2月15日
○撤去資産に係る取得価額	10,000,000円
○耐用年数(当該船舶のもの)	15年
○減価残存率(前年中取得のもの)	0.929
○(前年前取得のもの)	0.858
○令和7年1月1日現在の価額	10,000,000円×0.929×0.858 = 7,970,820円

付属表 2

令和8年度

価 額 等 算 出 表

※整理番号	(フリガナ) 所有者名

整理 番号	(フリガナ) 船 名	船 舶 の 途 用	区 分	取得価額 (イ)	令和7年 度の価額	令和7年中に 撤去された資 産の価額	(ロ)-(ハ)	耐用 年数	減価 残存率	令和8年 度価格	課税標 準の特 例率 (チ)	令和8年 度課税標 準額	備 考	
					(ロ)	(ハ)	(ニ)			(ト)		(リ)		
		貸 油 漁 その他	本 体 部											
			令和7.1.1 以前の 改良部分	耐用年数を 経過したもの										
				耐用年数を 経過しないもの										
			令和7.1.2以降の改良部分											
			計											
		貸 油 漁 その他	本 体 部											
			令和7.1.1 以前の 改良部分	耐用年数を 経過したもの										
				耐用年数を 経過しないもの										
			令和7.1.2以降の改良部分											
			計											
		貸 油 漁 その他	本 体 部											
			令和7.1.1 以前の 改良部分	耐用年数を 経過したもの										
				耐用年数を 経過しないもの										
			令和7.1.2以降の改良部分											
			計											
合 計														

(注) 1 価額等の算出過程において、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
 2 記入する文字は、かい書で、数字はアラビア数字で明確に記載し、所有者名、船名にはフリガナを必ずつけてください。

